

第二十六回 参議院社会労働委員会會議録第二十六号

(三八二)

昭和三十三年四月二十五日(木曜日)午後二時三十分開会

委員の異動
四月二十四日委員高田なほ子君辞任につき、その補欠として大河原一次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 榊原 亨君
高野 一夫君
山本 経勝君
早川 慎一君

委員 勝俣 稔君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
鈴木 万平君
谷口 三郎君
西岡 ハル君
片岡 文重君
藤原 道子君
藤田 藤太郎君
竹中 恒夫君

衆議院議員

厚生大臣 神田 博君

政府委員 厚生政務次官 中垣 國男君
厚生大臣官 房総務課長 牛丸 義留君

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

本日の會議に付した案件
○旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○美容師法案(衆議院提出)

○委員長(千葉信君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
委員の異動を報告します。四月二十四日付をもって、高田なほ子君が辞任し、その補欠として、大河原一次君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑願います。

○藤田藤太郎君 この旅館の直接じゃないけれども、旅館営業に四つの段階がありますけれども、この段階における従業員の問題というものが、何と云っても置き去りにされているような気がするのです。で、たとえば私の調べたところによると、旅館——一流の旅館と言われているところでも不確定賃金の状態に置かれている。で、その不確定賃金が、たとえば固定給が二千元とか、いいところで三千元、全然固定給のないという状態もある。それではそういう状態の——よくはやる旅館ならいいのだが、はやらない旅館になつてくると、ほんとうにひどい生活をして、公述のときにもありましたけれど

も、従業員をたくさん使っているが、従業員の賃泊する寮室というふうな問題は、ほんに第二義的、第三義的に、旅館を建築するときにそういう状態に置く。私も——この間の公述にあったのだが、私もよく旅行するのですけれど、私もよく女中部屋とか、従業員が寝る部屋というのがひどいところに置かれていて、こういうのがよく目につくわけですから、どういふ問題について、厚生省は、どういふことを一つお聞きしたい。

○政府委員(山口正義君) ただいま藤田先生御指摘の点は、先般の委員会においても、高野先生から御指摘がございまして、先般お手元に差し上げました資料によりまして、従業員の数は二十万をこえるというふうな状態でございまして、参考人の方々の御意見でも、固定給とかあるいはたまたま御指摘の寮室その他の待遇問題が非常に、労働基準法は確かにあるけれども、なかなかそれが十分に行われていないような状態にあるというふうな御指摘があったのでございまして。この点につきましては、少くとも私も直接やは労働者の保護と申しますか、そういうことになりましたので、労働基準法を所管いたしております労働省の方で取り扱うべき問題かと思うのでございまして、しかしながら、正常な、正常なと申しますか、快適な宿泊を営みますためには、やはり従業員の待遇と申しますか、従業員の待遇が正しくなければ、いろいろな面においてそれが宿泊

者に影響を及ぼすというふうなことに、ついて影響が出てくるわけでございます。従いまして、先般も大臣が申し上げましたように、私もいたしまして、では、労働基準法という建前から、労働省当局にできるだけの点を正し、労働条件で労働が行われるように、労働省の方にも要請をいたしまして、私も私どもは私どもの立場で旅館組合などを通じまして、従業員の待遇改善という点につきましても、衛生当局といたしまして、関係者といろいろ連絡をして、先般御指摘の、あるいはただいまも御指摘のようなことのないように、今後指導していかねければならない、そういうふうな考えております。

○藤田藤太郎君 そこで、今の問題と関連なんです、その労働基準法の関係については、労働省とよく連絡して、今後めんどろを十分見ていきたいという御答弁がありました。そこで、今私が申し上げたもう一つの問題は、旅館を建築するのに、休息の場所というふうな問題が全然考慮が払われていないという現実があるわけです。直接この政令の中にはそういう具体的な問題が入っておりませんけれども、何らかは寮室その他の建築の関係という問題についてどういふ工合にお考えになつてゐるか、その点もあわせて聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) ただいまの御指摘の点、この政令の案の中には、主として客室の構造設備というふうな

ことについて規制したいというふうな考えているわけでございますが、従業員の居室、あるいは食事の部屋というふうなことに、政令の中には現在のところあまり考えておりませんけれども、ただいま御指摘の点は、今後、行政指導でできるだけ遺憾のないように、特に今回の改正を企図いたしましてやっております。

○藤田藤太郎君 私は、普通の旅館です。町にある旅館、そういうところにはそう極端な例はないのです。ところが、温泉旅館なんかに行きますと、一級、二級、三級という段階的に、その施設の条件その他によって級を分けて、旅館組合というふうになるのですけれども、一級、二級くらいは旅館になりますと、そのわりにたとえば、従業員の組合ができて、寮室をとっているところがある。たとえば、基準法のここまでの後のやつは注意事項として……それから二級、三級というまあそういう条件のそろわないところにくくと、今の基準法の関係なんかは、固定給も全然ないというところをよく見かけるわけなんです。そういう点については、特別な配慮をもって従業員の健康の保持、生活上の問題やそれから安眠する場所の問題、条件がなかなかむずかしいでしょうけれども、特別な指導、配慮をしていただきたい、これをお願いしておきます。

○山本経勝君 一、二点お伺いしておきたいのですが、第六条に「営業者は、

宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を「記入のこと」というふうになっておるのです。この検閲といいますが、それを調べる、あるいは提出を求めるといふのは当該官吏、あるいは吏員ということになっておりますが、それはどういふ者を具体的にさしますか。

○政府委員(山口正義君)「当該官吏又は吏員」これは現行法にもそういうふうになっておるわけでございますが、当該官吏は、私どもの方では、従来の防疫官吏を考へておったのでございます。それから吏員の方は、環境衛生監視員を考へておるわけでございます。

○山本経勝君 この現在の宿泊者名簿というものは、どういう様式で、どういふふうになられておりますか。

○政府委員(山口正義君) 各県によってある程度差はあるのでございますが、一つの例を申し上げますと、室番号が一つ初めにございまして、その次に、住所、職業、氏名、年令、性別、それから到着月日、時間、前夜の宿泊所、それから滞在予定日数、出発の予定月日時、それから行き先地、その他に備考といまして、人相とか特徴その他のことを書き込むようになっておるわけでございます。

○山本経勝君 局長のお話だと、当該官吏というのは防疫官と言われるのですか。

○政府委員(山口正義君) さようでございませう。防疫は、伝染病予防の防疫でございます。

○山本経勝君 私ども聞くところによりますと、大体今お話のように、各都道府県等で若干の様式の相違はある

が、大体今お話の、お答えになったようなことだと思つております。そこで記載の方法については、これまた、いろいろあるようですが、カードに、直接宿泊者が住所、氏名、年令、性別、到着日、それから前夜宿泊所、こういうふうなものを書いて出したのを、業者の方で宿泊者名簿に整理する、こういうことになっておるのですか。

○政府委員(山口正義君) 先般参考人からのお話もございましたが、あるいは私聞き違ひかもしれませんが、原簿、直接書き込まれたものを保存しないで、写して台帳として置いておくというふうなお話もございまして、それども、大体原則としては、書き込んだものをとじて保存するというのが多いようでございます。

○山本経勝君 そうしますと、たとえばこういう例があるのですが、こういうカードで今言われたような要領の欄が設けられております。そうすると、このものに直接宿泊する本人が書いて、これを旅館の方はとじて保管をする、こういうことになるわけですか。

○政府委員(山口正義君) 本人に書く場合には、そういうふうにしてとじて保存するのが多いと思つております。○山本経勝君 これは私どもの聞くところによると、そうではなくてむしろこうしたカードに客が直接自分で書いて出したものを、旅館の方で今度ほどした、つまり帳面になった台帳なるものに転載するといふことが行われてい

るようですが、実際には、それが多いのじゃないですか、大部分がそれじゃないのですか。

○政府委員(山口正義君) ただいま山本先生から御指摘のような点、そういう

うふうな取扱ひをしていられるところもございまして、どちらが多いかというところは、私たまたま地方の実情によつていろいろ報告を受けておりますので、どちらが多いかといふことをちょっとここでつきりお答えを申し上げかねるのであります。

○山本経勝君 これは、先ほどの検閲したりあるいは提出を求めたりすることとは、単に防疫という問題だけでは私はないのじゃないかと思つた。たとえば刑事上の犯罪等の問題がありまして、警察官もこれの提出方を求めた事例があるように聞いておる。それからまた、いろいろ原簿について、つまりカードにつきましても、調査をしたような事例があると聞いております。それからまた、さらに、旅館業者に対する課税の際、収益の状況を調査する基礎が、このいわゆる宿泊者名簿に掲載された実態を基礎にされておると聞くのですが、その場合に、この帳簿の転載をされる場合に、公けに領収書を発行するのであるが、それに合せて、いわゆるカードから整理をして載せるときに、適当にそこで業者が調整をして、そうして発行しておる領収書に合せておる。そういうようなことがしばしば行われて脱税等があると聞いておるのですが、もしそういうことが事実であるとすれば、この帳簿の備え付けあるいは整理の仕方というものは非常に重要なものになると思つて、そこで今申し上げたような事態がもし事実であるとすれば、私はこの宿泊者名簿なるものの整理の仕方、あるいは何と言いますか、何らか別個の新しい方法を考へなければならぬのではない

かと思つて、すべての業者がそうであるとは断ぜられないいたしました。もういふことはあり得ると考へられる、この点についての局長のお考え方なり、御説明をいただきたいと思つた。

○政府委員(山口正義君) この旅館業法第六條に定められております宿泊者の名簿という規定そのものの本来の目的は、やはり従来からそうございまして、また、今後もそうございまして、今度は新しい目的が一部加わりましたけれども、旅館業法というものが公衆衛生立法でございますので、主として、本来の目的は、この宿泊者名簿というものは伝染病発生などの場合に、疫学調査と申しますか、感染経路の調査というふうなことで、その疫学調査を明確にいたしますために、その資料といふことが本来の目的なのでございます。ただ先ほど御指摘のよう

に、これが犯罪捜査の際の参考に使われる、あるいは課税上の際の一応の参考資料に使われるといふようなこともあることは、これは事実だろつと思つたのでございまして、これは本法、旅館業法の本来の目的ではございせんので、別にまた、そういう問題は、あるいは犯罪捜査の面から、あるいはただいま特に御指摘の課税の問題につきましては、税法上の観点から考へていくべき問題ではないかと、そういうふう

に私どもは考へております。

○山本経勝君 それでは、大体筋としてはお話の通りだと思つて、そころが、犯罪の場合には、事実非常に重要な参考資料になるような場合もあるんでしよう。それからまた、課税の場合の対象としては、収益の実態を把握

する一番重要な基礎資料になると承わつております。そうしますと、それ

ぞれ都道府県別に台帳の様式等については相違があります。ところが、記載の方法については、あるいは整理、保管の方法については、やっぱりこれは統一された方がいいのじゃないか。たとえて申し上げますと、これは転載をするといふことに問題がある。カードに書いて客に出させた、それを台帳に転載するときに適当にやるというこ

とも、悪く考えますとあり得ると考へるので、むしろそうじゃなくて、こうしたカードそのものを、少くとも保護所あるいは吏員等によって一連番号でも付しておいて、それを整理して保管をするといふことになつていけば、旅館側から言ひましても、転載する事務的な雑雑を避けることができるのみならず、一方、犯罪捜査の際、あるいは課税等に対する公正な実態に即する措置ができる、基礎資料として十分有効であらう、こういうことが考へられるのですが、そういう御配慮をなさる御用意があるかどうか。

○政府委員(山口正義君) 旅館業法本来の趣旨ではないけれども、そういうある付随的な問題について、非常に重要な点があるから考へてみる意思はないかという御指摘でございますが、まあこれは転載するといふこと自体について、公衆衛生の立場からは特に規制する必要はないかと思つてござい

ます。また、旅館の方でも、転載した方がいろいろ整理の關係上都合がいいといふことでやつていられるかと思つたのでございまして、しかしながら、御趣旨の点は、私どもよくわかりましたので、これは関係方面ともよく相談いたしま

に、あるいは政令を新しく作る、もしくは手を入れるというような場合に

も、政令の中には施設の面だけを入れて、ことにいたしました。定員制の励行の問題につきましては、従来も一応定

ういうふうにするか、その際に、ただいま御指摘のように、定員超過をさしおけるといふような場合には一々届出させるとか、特別な許可を得るといふ

というものに対しての、今度は貸す側の立場としてのいろいろな衛生的な措置ということについては、別個な立場か

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（千葉信君） 御異議ないと認
めます。
この際、おはかりいたします。御附
君外四名から、委員長の手元へ多王を

が提出されておりますので、本修正案を議題といたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それでは御原案より修正案の趣旨説明を願います。

○御原案君 この際、私どもは各党共同提案といたしまして、次の修正案を提出したいと考えておるのであります。

まず、その修正案の案文を朗読いたします。

旅館業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条の改正規定中同条第六項を次のように改める。

6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第七条第一項の改正規定中「帳簿その他の関係書類」を「これに関する書類」に改める。

その理由を申し上げますと、まず原案にございますところの、第二条第六項の「宿泊させる」とは、寝具を提供して前各項の施設を利用させることをいうとございしますが、現実の面におきまして、寝具を使用しないで、利用者自己が寝具を持参いたしまして宿泊いたします下宿等があるのであります。

まして、在来におきまして、これらを業としていたして下宿を営みますものは、この法律の規制の中に入っておりません。これらのものを包括いたしますために「寝具を提供して」というのを「寝具を使用して」と改めようとするのであります。

第二の点は、第七条にございしますところの「都道府県知事は、必要がある」と認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿その他の関係書類を検査させることができる」とあるのを、構造設備に關係した帳簿その他の関係書類であるというところが明らかになったのであります。宿帳その他につきましては、第六条に規定がございしますので、従いまして、これをちよつと読みますというところ、構造設備以外の帳簿その他の関係書類をも検査させることができる」と七条に規定してございしますので、その「帳簿その他の関係書類」と申しますものは、「これに關係する書類」と申しますものは、「これに關係する書類」といふふうに改めた以上であります。

○委員長(千葉信君) ただいまの修正案に對し、質疑のおありの方は順次発言を願います。――別に御発言もなければ、修正案に對する質疑はないものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○高野一夫君 私は自由民主党を代表いたしますして、ただいま御原案を提出

の修正案並びに修正部分を除いた原案に對して、数項目にわたる希望を付しまして、賛成の意を表したい次第であります。

ただいまの御原案の御説明による二条にわたる修正は、原案と對比いたしまして、最も適切な修正であると考えますので、これは今御説明を聞いた通りでございますから、これ以上触れません。

そのほかの原案につきまして希望を申し上げたことは、この旅館業法の改正案全体を見ますというところ、今回は相当旅館営業に對して適正なるあり方にあらしめるために、十分の指導、監督がなされるように改正されてい

やに見受けるのでございします。そこで、その場合に適正なる営業をやっているものと、適正なる営業をやっていないものとは、はっきりと區別して、適正なる営業をやっているものに対しては、あくまでもこれを育成し、そうでないものに対しては断固たる処置をとるべくお進めを願いたいのであります。

特に学校周辺の問題につきまして、これは清純なる教育環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは許可しない場合もあり得る、こういうのでございしますので、しかもその著しく害するおそれがあるかないかは、申請當時はほとんどわからぬ場合がたたくさんあると思ひます。従つて、この判定に従ひまして、許可するかしないかというところはきわめてむづかしい問題だと考へる。場合によつては、この条文はほとんど死文にひといし結果にもなりかねないとおそれるのでございします。そこで、ただかような条文

があることは、おそらく許可する場合の審査を厳重にする、あるいは許可した後の監督を厳重にするというところに、特に留意がされるであらうということ、それは期待ができるのであります。そこで、そういうふうな意味におきまして、この許可するかしないかの判定がきわめてむづかしいのでございしますから、この点についても許可する場合、十分厳重なる審査のもとにおやり願ひたい。ただ私どもが考へるのは、教育の、学校環境だけをもちて足れりとするのでないものでございまして、私が申し上げるまでもなく、教育が学校とむしろ家庭において重要事であるとするならば、家庭の住居環境においても、旅館営業のあり方ということがむしろ私はより以上に重要な影響を及ぼすのではないかと、かように考へるのであります。従つて、学校教育の問題、この環境の問題にとらわれることなく、住居環境の旅館営業のあり方について、十分厳重なる今後の監督をお願ひ申し上げたい。

それから学校周辺に許可するかもしれないという場合に、関係各方面から意見を徴することができるようになつていられるのでございしますが、こういうような場合に、これは当局でございませうが、意見を徴せられる人にこの委員会を通して希望したいことは、感情にわたかまつて、感情的な判定をもつて意見を述べるといふことがないようにな、あくまでも適正、公平なる立場から、許可すべきか、すべからざるかという意見を述べたいというところを、この委員会を通して希望を申し上げます。それからおきたいのであります。

それからこれに関連いたしまして、

先般も参考人召喚の席で、亮春、特飲關係の転業の問題が出ましたが、特飲業者が旅館業に転業されるという場合については、十分御注意をなさつて、そうしてこれが適正に運営されるような場合は、これは許可しなければならぬであらうけれども、そうでない場合と、そうでない場合とを十分區別して判定をしていただきたい、こういうことも希望を申し上げます。

次に、先ほども片岡委員からお話がございしましたが、修学旅行、この問題につきましても、事きわめて幼い児童の問題でございしますので、詰め込み主義あるいは不衛生的なあり方、あるいは食事の問題等について十分考慮を払われて、ことに貸ふとん、貸衣裳のごときにつきましては、これもただいま御質問がございしましたがほとんど貸ふとんについての取締りをなすべき法律も何もないということが明瞭になつたわけでございます。こういう点について、今後貸ふとん、貸衣裳の営業について十分適当なる衛生的規制を加えられるように、厚生当局において御配慮をおきをお願いいたします。

次に、下宿業についても、特にこれも学生の住居する居住地でございしますので、十分衛生上の管理が旅館以上に払われぬように見受けられますので、旅館、ホテル同様に、これについても厳重なる監督をお願いしたい。

それからこの法律では、ホテル営業と、旅館営業を明確に區別しておるのである。そこで日本式旅館であるものがホテルの名称を使うということ、こういう点についても十分考慮する必要があると考へる、これはこの法律に基いての監督を厳重にする、あるいは外

部からなされた場合、これに錯誤を起さないように、この辺の名称の使い方に十分御考慮を願いたい。それから部屋数、畳数あるいは坪数というように、今後とも種々論議がございまして、今後さらに現在以上にホテル、旅館を向上せしめるために部屋数、あるいは畳数、坪数等についても、さらに一段と向上せしめる方向に向って基準差もつけていただきたい。ただし、地方の実情、狭い町村のときには、おいて設けられる旅館等については、もちろん特別の事情を考慮するということもお忘れないうちに願いたいのでございます。

次に、宿泊料の問題でございますが、これは宿泊料が現在政令あるいは法律をもって表示しなければならぬという規定がないわけでございまして、けれども、願わくは、ホテル営業あるいは旅館営業ともども宿泊料を表示するように、政令、その他の適当なる規則を設けてもらいたい。またチップ制度がだいぶ問題になりましたが、この点についても十分今後改める適正なる方法があるかないか、チップ制度の廃止、そのほかこれに該当するものの支払方法というように、十分御考慮を願いたい。それは宿泊料の表示問題とともに、政令、その他の規定をお定めになるときに十分御考慮の機会があるかと考える次第であります。

もう一つは、従業員の待遇問題についても、社会党の各委員から十分の御質疑がありました。待遇改善について、適正なるあり方を考慮しなければならぬ。労働時間、そのほかあるいは賃金等の問題についても、十分適当

なる営業者がこの問題について深い考慮を払うように当局が営業者を指導せられたのであります。

最後に、一点希望申し上げたいことは、本原案の第五条にございまして、この旅館営業者が宿泊を拒否することができるときは、現行と今度の改正案と全く同じでございまして、十分疑義のある点もございまして、修正もいたしませんでしけれども、これについて、さらに深く政令あるいは都道府県の条例等において十分明確に規定化されるようにお願いをしたい。特に国際観光ホテルについては別な法律があるようでございますが、今後外客を誘致しなければならぬ日本の国際観光ホテルを考えた場合に、この第五条の運営の仕方は非常に問題になる場合が多々あるかと思っております。この点についても十分御考慮をお願いしたいと思います。

以上、数項目にわたる希望を付しまして、修正案並びに修正部分を除いた原案に賛成をいたします。

○藤田藤太郎君 私は日本社会党を代表いたします。ただいま出されました修正案、この修正部分を除いた原案に賛成をいたします。

賛成の討論をいたすに際しまして私も一、二の点につきまして、希望意見を付して賛成をいたしますのであります。第一に申し上げたいことは、この旅館業法の第一条に示されておりますように、公衆衛生の見地から必要な取締りを行い、あわせて善良の風俗が害されることのないようにすることを法

目的の、二つの大きな目的によってこの旅館業法というものが作られておると思ひます。あわせて内容に進んで入りますと、旅館業の営業というものが行われておるわけでありますけれども、問題は今社会的に問題になりまして、たとえば教育環境の問題に就いては、たまたま教育環境の悪化が教育環境をそこねるというふうな、新聞世論をにぎわしたような状態も重要な一因でございまして、また、今われわれが旅館業そのものを考えてみますときに、旅館とは家庭の延長として快適なそして休息、宿泊という形のものでなければならぬと考へておるものであります。ところが、世間では売春禁止法との関係において不安を持つ世論があるわけであります。私たちは旅館そのものは家庭の延長として快適な安眠の場所と、そういう工合に今日の旅館そのものを見ているのであります。そういう建前がこの法目的の第一条に掲げてあります。善良な風俗を害されることのないようにというこの精神を十分に今後指導監督で、世間の売春禁止との関係において不安があらわれている問題が、不安のないような状態に指導監督をしていただきたいということを第一点として申し上げておきたいのであります。

続きまして、この問題について教育環境に關しまして、第三条の關係において、教育委員會が意見を述べるといふ状態になっております。こういうものがこの法によつて守られてゆくといふこの考へ方に対して、より實質的なこの精神が生きていくようにしていただきたいといふことでございまして、第二番目の問題は、現実ありまする

この学校との關係において、三年間は現状といふことになっておるのであります。しかし、法目的からいいますと、今度の改正の建前から見ますれば、三年間は現状でいいということでは、今のままでいいということではないと思ひます。そのまゝにあらうとしたとしても、今ここで法目的に掲げておられますこの精神によつて適宜なる手が打たれたければ、私は第一条に掲げられた善良な風俗が害される云々というところにつながつてこない。そういう工合に考へるのであります。この点は、特に私はお願ひをしておきたいと思ひるのであります。

それから第三番目は政令に關する問題でございまして、われわれは政令の要綱を見ていただいてこれとの關係において審議をしたいという意見も各委員の中からありましたが、私自身もたとへば具體的な許可、施設、定員その他の内容については府県にまかせ放しであるという状態については、なかなか納得がいかなかったものであります。ところが、今度政令を見てみますと、設備の問題については一応触れておりますけれども、修学旅行者の現状について、厚生大臣は、この委員會で明確に行き過ぎた間違ひのないように責任を持ってやるといふお答えがありました。ところが、定員の問題については、政令の要綱の中に含まれていないといふこと、これは府県の条例の中で指導されるのか知りませんけれども、しかし、その大臣のお答えになりましたこの精神があつて府県の条例の中に生きていくという建前をとつていただかなければならぬのじゃない

か、そういう工合に私は考へるのであります。

その次の問題は、先ほど質疑を行いました従業員の健康保持と待遇の問題でございまして、私はそういう意味からいって、この旅館業法の中に、こういう従業員の健康保持と待遇の問題、そういう問題が入っていないといふことはむしろ残念に思ひつておられます。だから、そういう問題については、たとえば基準法との關係がございまして、それから安眠所の問題もございまして、それは、健康保險その他の健康を保持する關係もございまして、あらゆる面の問題点が明らかにされていない状態である。私はその点については、先ほどの質疑において、各關係するところに努力をするという御答弁でございましたので、私はそれを大いに期待するわけでございまして、そういう点で私は、この従業員の健康保持と待遇の問題、そして業者も従業員も健康にして健全なるからだによつて旅館の宿泊者に対して快適な、たとえば旅行の中における宿泊、家庭の延長としての宿泊の本質を十分に具體的に現われるようにしていただくために努力をしていただきたい、こういう工合をお願いをするわけでございまして、二、三点の希望意見、そしてお願いを申し上げます。私の意見を終わります。

○委員長(千葉信吾) 他に御意見もありませんから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。それでは、これより旅館業法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

ます。

まず、榊原君外四名提出の修正案を問題に供します。榊原君外四名提出の修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔贊成者举手〕

○委員長(千葉信君) 全会一致でございます。よって榊原君外四名提出の修正案は可決されました。

次に、たゞいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方は挙手を願います。

〔贊成者举手〕

○委員長(千葉信君) 全会一致でござ
います。よって修正部分を除いた原案
は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正すべきものと議決されました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続き等につきましては、委員長の御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認
めます。

それから報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可決された方は順次御署名を願います。

多數意見者署名

高野	紅露	勝俣	西岡	柳原	藤田	片岡
一夫	みつ	稔	ハル	字	藤太郎	文重
草葉	早川	谷口	鈴木	藤原	山本	竹中
隆圓	慎一	弥三郎	万平	道子	經勝	恒夫

○委員長（千葉信君） それでは次に、美容師法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次質疑を願います。

○片岡文重君 美容師法について少しお聞きをしたいのですが、この法案は衆議院において各党提案で出されておられるそうですから、十分御審議は尽くされたものと考えますので、そう立ち入った御質問もどうかと思うのですけれども、一応拝見したところ、ちょっと了解しがたい点も二、三ありますので、お聞きをしたいと思います。

まず、第三条でありますが、この第三条の二項を拝見しますと、「美容師の免許は、精神病患者又はてんかんにかかっている者には、与えない。」「このにかかっている者には、与えない。」ということになると、現在こういう症状にある者に与えないということで、これは当然だろうと思うのですけれども、精神病患者もしくはてんかん等の症状はかなり突発的のと言いましようか、発作的にくる場合が非常に私は多いと思います。従つて、このこういう美容師のような仕事をしておる場合には、電気器具を使う場合もありましようし、かみそり等危険な器具を持つておる場合もありましよう。そういう仕事をする者に、現在はその症状がないからといって、これを營業させるということとははなはだ危険ではなからうかと考えるのですが、これは既往症があつても、現にそういう症状がなければよろしいと、こういうことなんでしょうか。その点の一つお聞きしたいのですが。

○衆議院議員（野澤清人君）　ただいまの御質問であります。実はこの法律

自体は、趣旨を説明申し上げたと共に
 申し上げました通り、現行法をただ一
 つに割るということだけが目的であり
 まして、そういう点については当然こ
 れは検討してお諮りしなければなら
 ないわけですが、ただ今回、第九条に健
 康診断の条項が入っております。従
 て、既往症のある者、あるいは将来予
 知されるというような場合には、この
 健康診断で発見できるのでないか。
 従つて、既往症のあつた者に対して免
 状をやるかやらないかという問題より
 も、現在健康診断をした結果、その者
 が精神に異常があつた、こういう場合
 には当然これは除かれるべきだと思ひ
 ますが、従つて、業務の停止等も行政上
 一応考えられ得る事項だと思います。
 先生の御心配なされる点はごもっとも
 だと存じますが、きわめて危険な電気
 や器具等を扱いますので、この点は政
 府の方にも十分申しつけましてです
 ね、間違ひのないように一つ運営させ
 ていただきたいと思います。よろし
 くお願いいたします。

○片岡文重君 次に第四条の問題ですが、この美容師試験を受ける、つまり受験資格が、一年以上の実地習練を経た者でなければ生まれてこない、こういうことになっております。従つて、厚生大臣の指定した美容師養成施設においてこの定める期間を知識及び技能を習得した後に、さらに一年以上の実地習練を経なければならぬということになっておるのですが、これはどういふ必要で、この一年以上の実地習練をさせなければならぬのか、その御趣旨をお伺いしたいと思うのです。

○衆議院議員(野澤清人君) ごもっともな御質問だと存じますが、学校教育

法の四十八条に規定する者というので、資格が一応認められております。その資格の内容は、御承知の通り、高

等学校に入学することのできる者は、
中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があるものと認められた者」と、こういうふうな資格を一応四十七条によって規定されておりまして、しかもその履修期間というものが、三項にあります通り、夏間、夜間、あるいは通信課程というふうなものがございます。しかもこの法律の美容師法、あるいは理容師法が、戦後改めて身分法ができ、教育課程等についてもいろいろとこの養成施設についての論議が交わされたのですが、何と申しまして、技術が基本の商売でありますので、どうしても学問だけで、頭のいい者が試験にパスした、それだけで直接接客業に従事するということは危険じゃないか、というところから、勉強しながら実習

〔委員長退席、理事山本經勝君着席〕

○政府委員(山口正義君) これは省令で定めておりまして、昼間一年、夜間一年四ヵ月、通信課程が二年、そういうふうになっております。

○片岡文童君　そうしますと、たとえ
ば昼間課程の場合は、一カ年の間に、
この学校教育法四十七条に定めるところの資格をもつて美容師養成施設に入る。そして知識と技能習得をするわけですが、それでなおかつ実地の技能が足りないからということで、一カ年以上の実地習練を義務づけておることになるのでしょうか、現在この養成課程を卒業して、さらに実地習練を義務づ

けておるものは、医者のほかには現在ないと思うのですが、このお医者さんの場合には、申し上げるまでもなく、生きておる人間の身体を、病気をいじることですから、なかなか理論的にもいかないでしようし、その経過等についても十分な経験を必要とするのでありましようから、できるだけ豊かな経験を積ませることが必要でありますので、インターンという制度も必要だろうと思ひますが、しかし、この美容師の場合に、果してその実地訓練をする必要があるかどうかということになると、私は多分に疑問があるのじやなからうか。特にこの実地訓練を一体、じやどこで行うかということが問題になると思ふのです。養成所を卒業して、実地に訓練をするということになれば、その客を相手として業をするようになつてくるのでしようから、この第六条との関係もまず考えなければならぬでしようし、かりにこれは実地訓練であるから、業とするものではない、収入を、つまり報酬を得てやるというものではないということでは、この関係は一応のがれることができたとしても、さらに心配になるのは、この実地訓練を名目として、この修習生を収容する業者が、どういふふうにしてこれを修習させるであらうか。で、大部分の、この美容師になる、希望されるような大部分の方というものは、お医者さんを希望されるような富裕な家庭から、生活費等についてそう不安のないような御家庭の子弟が行かれるのじやなくて、むしろ一日も早く収入を得たいというこで、この四十七条の規定と言へば、御承知のように、これは高校入学の資格ですから、中学卒業

だけだということなんです。義務教育を終つてすぐに収入の道を得たいといふことで、幸うじてこの養成所の施設に入るのですから、やつと昼間課程の一年を終つて、また、一年無収入の状況に置かれる。しかもこれは実地訓練といふことになりまして、その家の家に行つて、その現に営業しておるところへ行つてやることになるでしよう。そうなる、まあ悪い面ばかりを見てはいけないうが、走り使いから、女中、子守の仕事もやらされるおそれ多分にあるでしようし、むしろ安い賃金によつて労力を得ようとする業者もないとは言へないと思ふのです。あまり少なくないと思ふのです。が、そういう犠牲になる危険性もある。どうしてもこの際、一年以上の実地訓練が必要だとなるならば、むしろこの養成所の修習課程を、一年で足りなければ一年半にするなり、これを延ばしても、この実地訓練といふことでインターンをやらせるということでは必要ないのではないか。技能の習得が十分だといふならば、この養成所において、養成課程の中において習得できるといふ方法を考えてはどうかと思ふんですが、この点は立案者としてどういふふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(野澤清人君) この点もちょうど昭和二十七年、八年に初めてこの養成施設が論議されましたその当時のことを多少わかつておるもので、これから申し上げたいのでありますが、「理事山本経勝君退席、委員長着席」かなり議論のありました点で、特にこの徒弟制度というのが問題点になりまして、今先生のおっしゃられたように、ふき掃除から子守りまでさせられるのではない、こうした封建的な残渣をいつまでも新しい法律に盛り込むことはいかぬと、こゝういふことでもかならず議論はされたんですが、何と申しましたも、この養成施設に入り得る立場の人といふものは零細な家庭の子が多い。そういう搾取的な形態でいじめられたのでは気の毒だからといふので、かなりあらゆる角度からこれは検討されました。その結果、昼間、夜間、通信教育まで設けまして、一年、あるいは二年四月、二年半といふような年数もきめまして、きめるかわりにはインターンの制度といふものをきちんと設けようじゃないか、そのかわりインターンの学生といふものは学校から保護所の了解を得て配属をしていくと、要するに、実習をする店をきめて学校の方から派遣する、派遣された者については、夜間の業務までさせないようにな、労働基準法にも違反しないようにな、なるべく監督も厳重にして、そして客のある間そばにいて見習いをする、あるいはその勤務の習得の実習をする、こゝういふ形でいこうじゃないかといふので、経過的にはそうじゃないかといふ角度から論議された結果がこゝういふものが設けられたわけでありまして、ところが、昨年度の美容師法の改正案が——これは社会党から提案されたもので、当時ではありましたが、やはりこの貧しい家庭の者であるから、学校へ行かなくとも三年以上の店で実地に習得した者なら受験資格を与えてもいいじゃないか、こゝういふ法律案が出まして、その後、自民党の方といふいろいろ話し合ひした結果、やはり徒弟制度の

復活でないかといふ疑いを持たれても困るから、一応この際、そうしたものには御破算にして、あらためて単独立法として美容師と理容師の法律を分けて、これを原則にして提案しようではないか、これが今回の提案になりました経過でございます。従つて、先生の御指摘の点については、十分四、五年前から検討された問題でありまして、現在のところ、やはり技術指導という面からは、この養成施設を終つた者であつても、正規なインターン制度といふものは一年でも足りないと言われざるに、一般の業者あるいは免許をとつた者から見ても心もとないのだと言われるほどの短かい年数でありまして、まあこの程度ならばやむを得ないんじゃないかと、こゝういふことで、一応原案を従来の通り認めたわけでございます。どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○片岡文重君 特にこの夜間課程、通信課程等の養成課程を経た者は、大体が実際にはその業者のもとで徒弟的な修習、習得をやつておる者だと私は考へますが、で、そういう者に、特にこの実地訓練を課せるといふことは、これは過酷ではないかといふ気がしますが、で、特にこの二十七年でしたかな、きめられました当時はいわゆる徒弟的な修習を経て試験を受ける状態にあつたものをやめて、この都道府県知事の試験制度にしましたから、過去の措置としてこれを認めざるを得なかつたのかもしれませんけれども、すでに今日になりました、むしろいろいろな面でも好ましくない事態が多く考えられる状態では、この一年以上の実地訓練といふ問題は必要のないことに私はすべきではなからうかと思ふのです。特に考えられるのは、試験を受けてから営業するまでの間に、この実地訓練をしようといふことであれば、たとえば司法修習のごとく、一定の報酬を得て、そうして試験を受けてから一定の報酬を得て、独力で開業するまでの間にその実地の修得をせよといふことであるならば、これはまた考えもあるでしようけれども、試験も受けることができないといふことになる、これは非常に問題はだらうと思ひますので、これはぜひ削除してもらつた方がよいのではなからうかといふことが考えられますが、いかがでしようか。

○衆議院議員(野澤清人君) たびたび申し上げるやうに、非常にこれは論議された問題でありまして、先生の御指摘のように、教育を受ける者は、普通の家庭において通信を受けるのじやないじゃないか、大てい徒弟式に住み込んでおつていふことであります、大体その習慣といふものが、慣例といふものが、私も七、八割はそういうケースが多いと思ひます。多いと思ひますが、ただ通俗な言葉で申しますと、いふと、いかにしてこの搾取的に若い男女を使うことを防ぐかといふことが、これを立法した当時の考え方でありまして、従つて、いろいろと検討した結果、これは業者の意見も聞き、また、長年このこゝうした子弟の教育をした人たちの御意見も聞いてみますといふと、家庭が貧しいために、ある美容師の門をくぐる、そうしてそこから昼間でも夜間でも学校に出してもらうといふのは、食事のほかにやはり多少の小づかいももらなければならぬ。で、そうした場合に、小づかいももら

え、食事も食べさせてもらって、学校へ通って免許をとってすぐ立たれたのでは、めんどろを見る者がなくなつてくると、こういうお話が相当出ました。その結果と、もう一つは、この技術的な慣例と申しますか、やはり実地修練というものをみっちり仕込まない限りは、安心して美容業には携わらせられない。こういう思想とが一緒にあります。つまり新しいこの理容、美容に対する法的な感覚と旧来の因習とどう纏りまざるか、また、どこで結ぶかというようにことで非常に苦心された点だと私感じております。従つて、御承知かもしれませんが、たゞえば現在のおんま、はりきゅうの法律によりまして、大いにおんまの徒弟と申しますか、この学校へ行く者は商売を、営業を行なつておられるところにおりまして、学校に通つておられるところが、あれは実地修練の機会といふものがないため、見習いで客をどんどんとっている現況であります。しかしながら、免許をとった翌日からそれでは給料が上るか申しますという、やはり給料の点についてはほとんど変りがないのです。で、これはあんまのように、自分の力で自分の技術、あるいは自分の努力によつて収入があるのですから、その主人公と七、三分けよう、四分六分けよう、これは差しかえがあまりありませんでしようが、理容、美容については、単独にこてを持ち、はさみを持つ、あるいはウェーブをかけるという業務はさせない。これはあんまと全く性質が違ふのです。従つて、ただ補助業務として、はさみをそばに持つていくとか、カールする場合に、セツトす

る場合にあるいはピンを運ぶとか、そういうことをしながら、補助的な業務をしなから実地修練を積んでいく特殊なケースであります。もしもそうしたことを一概に取り扱うということになつてきますと、貧しい家庭の者が教育費も出してもらえない、こういう結果になります。さらにまた、封建的なこの押取形態というものが再現されるのではないかと、この心配をいたしましたので、実地修練ということ、技術の修得を重点にしようとした条文が生まれたと私記憶いたしましております。従つて、多少見解見方によつては不都合の点があるかもしれませんが、現在のところでは、もっと実地修練の期間を延ばしてこれという要求はあつて、これを取り除いてほしいというところとは、ほとんど声がないように私感じておりますので、この点に關しましては、より以上、国会においても十分検討すべきだと思ひますが、どうかこの際は、この辺で御了承が願へたら大へんけっこうだと存じます。

○片岡文重君 まあ理由は、大体において同じような理由であるから、私はむしろこの実地修練は除くべきである、少なくとも受験資格に入れるべきではない。ピンを運び、あるいははさみを持つていく程度の補助的な仕事をさせられておつたのでは、これは一年おつても二年おつても、やはり技能の習得にはならぬわけですから、やはりそういうことは養成所の中における習得課程においてやはり十分さすべきであつて、それがどうしてもできぬというのなら、むしろこの養成所の習得課程を、期間を私は延ばしても、受験資格としてのインターン制度は一つやめて、必要ないのじやないか、特にこれは先生の方には、延ばしても縮めることは相ならぬという御意見があるそうですけれども、私も、むしろ逆に特に貧困な家庭において理容師たらんとする者にとっては重大な支障になるからという意見が強く述べられておりますので、一つ御考慮をいただきたいと思ひますが……

次に、これはまあこの程度にしてはかの問題に移りたいと思ひますが、こまかいことで恐縮ですけれども、七条の理容所以外の場所において営業の……規定の場所以外の営業の場合に「政令で定める特別の事情がある場合」というのは、これは例示されるお考えなんです、それとも列挙されて規定をされるお考えなんですか。

○政府委員(山口正義君) これは政令で特別に定めるようにしてございまして。現在も、現行の理容師、美容師法の施行令の第九条にございまして「疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して理容又は美容を行う場合」、それが第一でございまして、第二に「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容又は美容を行う場合」、第三として「前二号のほか、都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合」、そういうふうに政令で定めてございまして。

○片岡文重君 それから第十七条の問題になるんですが、美容師それから美容所の開設者が会を組織することができるとなつておられますが、この団体と言いましうか、組織は今衆議院で御審議になつておられると思ひますが、この環境衛生関係営業の適正化に関する法律案の中で、第二章でしたかに定められておりますが、同業組合との関係はどういうことになるんでしょうか。

○衆議院議員(野澤清人君) どうもありがとうございます。実はあの法律を審議していく過程において、この関係がたまたま論議されました。あちらの方では美容の業務を営む者が会を組織して府県単位でやることになつております。そうしますと、この法律が衆議院を通過しました当時には、美容師または美容所の開設者というものをさほどに重きをおかなかつたんです。つまり勤務している者でも資格を持つている者は、医師会、歯科医師会、薬剤師会と同じように、一緒になつて業務を営む者も、資格者も一つの団体という考えでございまして、この団体の審査をしていく過程において、同じ資格を持つていられる者でも、みづから開設している、あるいは資本家が持つて第三者が開設した者は、業務を営む者だけが環境衛生関係営業の適正化の法律では団体を作ることになつて、この条文から参りますと本件に、どうもつり合ひがとれなくなつてくる。十七条の欠陥としてはつきりしましたことは「理容師又は美容所の開設者」というこの条文でいきますといふと、別々に組合を作つても差しつかえないということでございます。あわを食ひまして、委員長さんのもとにだけは、私の方からぜひ参議院で「美容師又は」という字句を「美容師及び美容所の開設者は」と、一つ直してもらえないか、こういうお願いだけを申し上げておつたのですが、非常に適切な御指摘をいただきました。ぜひ一つ先生の方でも、この意味は有資格者、いわゆる免許を持った者も、営業をやつておられる者も一つの団体を作ることが望ましいという精神でございまして、ぜひよろしくお取り計らいをお願いいたします。

○片岡文重君 期せずしてこの指摘をしたことになるのでしようが、私はしかし、必ずしも別々の団体を作ることが悪いとは思へませんが、むしろ開設者と、それからその関係でつまり第三者の開設した事業で働いておられる、使用されておられるとは同一団体ではなくして、使用者は使用者としての団体を作り、それから開設者は開設者としての団体を作つて、これは別個にやつておられた方がいゝのではないかと、こゝう、まあ考えます。しかし、その環境衛生関係の営業の適正化に関する法律案との関連については、ただいま御意見を伺ひましたので、この点についてはこれにとどめますが、後に返つて恐縮ですけれども、十六条の処分通知に対して、この処分通知を受けた者が弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えられることになつております。そこで、この弁明及び有利な証拠の提出をするところはどういう機関においてこれを行うのか。この処分をする者と、それから弁明を受ける者とは同一権者であつたのではあまり意味がないんじゃないかと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(山口正義君) ただいま御

指摘の通り、処分をする機関、それから不服を申し立てるその機関と申しましか、申し立てる先が同一ではおかしいのじゃないかという御指摘でございますが、ごもっともその点と存じますが、けれども、他の立法でも全部こういうふうな形式をとられておりますので、本案を最切に制定いたしました際に、それにならってこの条文を制定したわけでございます。

○榊原孝君 関連して……、今答弁者がおわかりになりましたから、ちょっと話がおわかりにくいかもしれませんが、十七条の「美容師又は美容所の開設者は、会を組織して」というところが、今度衆議院で今やっておりますところの環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案というもののうちのどこにそれがあつたのでございましょうか。私の了解しておるところでは、第十五条か第十六条に組合を組織するといふこととあるものでありますが、会を組織するといふことは、その点は同じであります。ちょっと突然でおわかりにくいかもしれませんが、

○衆議院議員(龜山孝一君) ちょっともう一度……。

○榊原孝君 ただいま野澤君が第十七条について答弁されましたのは、「美容師又は美容所の開設者は、会を組織して」と云々といふこととある。そこで「又は」といふのは、どうも今衆議院で審議中の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案に關係して、「美容師及び美容所の開設者は」といふことに訂正してもらいたいというふうな希望を委員長で申し出たというお話があつたわけですね。ところが、この環境衛生の方の法律の中には、これらの

業者が会を組織する話はないのであります。組合を組織することになっておりますが、会を組織することになっておらぬと私も了解するものであります。その点はいかがでありますか。

○衆議院議員(龜山孝一君) 今突然に参りましたので、あるいは野澤君と意見が違ふかもしれませんが、今お述べの現在の美容師法案では、今お述べのになりましたように「美容師又は美容所の開設者」となつておられます。それだけ、あるいは両者一語でもできるようになつておられます。ところが、環境衛生の方は業者となつておられます。美容師というよりも、美容所を経営する者、いわゆる美容所の開設者といふことになつておられますので、今の会と組合が違つておられます。これを削つておいた方がいんじやないかと、こういう……。

○榊原孝君 関連質問で大へん時間をとつてあれであります。環境衛生の方には組合としか書いてないのです。十六条か十七条に組合を組織するといふことが、今問題になつておられます。こつちの美容師法案におきまして、会を組織するといふことになつておられます。組合とは違ふのであります。今野澤先生のお話では、いづれ環境衛生の方でそういう会ができることになつておられるから、そこで美容師及び美容所というふうにしてももらいたいという話を今承つたのです。

○衆議院議員(龜山孝一君) 野澤君はどういうことを言つたのですか、ちょっともう一度……。

○委員長(千葉信君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。

○片岡文重君 お伺いします。次は罰則についてであります。刑を課するに當つて、刑罰と行政処分との両方を受ける面と、それからこの刑罰を課するに當つて対象となる行為とそれからそれに課される刑罰との比重とを言います。比較がどうも著しくアンバランスじゃないかと考えられる面があらう。この点について二、三お伺いしておきたいのであります。たとえば十九条の第一号に該当する者はこれは規定外の場所で営業したものであります。これは五千円の罰金を課せられます。そうすると、これは刑に処せられます。ですから、当然この法案でいけば業務の停止もしくは免許の取り消しになるわけですね。それから第二号で参りますと、伝染性の疾患その他この業務を行うに不適当な疾病を発見された場合を犯してやつた場合も五千円以下の罰金を課せられます。従つて、この罰金に処せられると、これはまた、業務の一時停止もしくは免許の取り消しになります。この業務の一時停止も、期限を定めて一時的に停止するといふことになれば、この間は仕事ができないわけですから、免許の取り消しと同じことになるのです。それから第十八条の一項の規定による……これは精神病やでんかにかかつておられる者あるいは業務上の義務的な措置を怠つた者それから健康診断を受けなかつた者、こういう者の処分であります。これに違反をした者はやはり五千円以下の罰金を課せらる。そして業務の停止または

は免許の取り消しになるわけですね。そこで考えられるのは、伝染性の疾患を患つていたりなんかしておられる者あるいは精神病者あるいはでんか、こういう者は業務の停止を受けあるいは免許の取り消しを受けるのはやむを得ないとして、健康診断を断つただけで免許の取り消しを受ける、あるいは業務の停止をされる、こういうことになつてくるわけですね。こういう今申し上げておる例を一つ一つ検討して参りますと、はなはだこの間に不均衡な点が多いと思ふのですが、この点はどういふふうにお考えになつておられるのか。それから特に同じ十九条の三、四、五、五号、こう見て参りますと、同じ行為に對して開設者の方は、たとえば十一号の規定といふことになれば、開設の届出を怠つたりもしくは変更の届出を怠つた場合です。この場合には罰金を課するだけであります。免状を保持しておる者、資格者がこういうことをやつた場合には、罰金のほか免許を取り消されるというところになつてくるわけですね。だから同一行為に對して課せられる処分、処罰が違つておる、こういうことが言えるわけですね。こういう点について、立案者はどういふふうにお考えになつておられるのか、お伺いしたいわけですね。

○衆議院議員(龜山孝一君) この美容師の罰則は御案内のように、理容師から分れております。大体罰則は、ただ第十八条の「第六條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する」とあります。理容師の方は五千円となつておりましたものを一万円に上げたわけでありまして、他の制裁規定は全部理容師法と合してあります。従

いまして、別に今いろいろお述べになりましたけれども、理容師との關係も考慮し、この程度でいいのではないかと、いろいろこの行政処分と刑罰との併科問題につきましては、お言葉のようによろしく、こまかいケースはいろいろありますけれども、それと行政処分の判定、刑罰の判定によつて今お話のような点は加減できると思ひますので、大体理容師と歩調を合せた次第でございます。

○片岡文重君 これは先ほど議論したところですが、美容師試験を受けるに對しては、養成過程を一年なりあるいは二年なり終つて、さらに一年以上実地習練を積んで、ようやくに合格をして免状を得るわけですね。その合格者がたまたまこの二年間の健康診断を受けなかつたといふことだけで五千円以下の罰金に処せられ、あまつさへ業務の停止もしくは免許の取り消しを受ける、こういうことはあまりにも過酷ではないかと思ふので、開設者の場合には届出を怠つても、あるいは確認される前に、その施設が関係庁によつて確認される前に使つても、あるいははなはだしきに至つては、業務の停止処分を受けて、しかもその業務を継続しておつた場合でも、それは五千円以下の罰金で済んでおる、それはそれ以上処分のしようがないからでしようけれども、ところが、同じ事故であつても、この美容師の資格を持っておられる者は、そのほかにさらに行政処分を受けなければならぬ、しかもその行政処分を受けるにも先ほど申しましたように、健康診断を受けなかつただけでもこの業務停止や取り消

は免許の取り消しになるわけですね。そこで考えられるのは、伝染性の疾患を患つていたりなんかしておられる者あるいは精神病者あるいはでんか、こういう者は業務の停止を受けあるいは免許の取り消しを受けるのはやむを得ないとして、健康診断を断つただけで免許の取り消しを受ける、あるいは業務の停止をされる、こういうことになつてくるわけですね。こういう今申し上げておる例を一つ一つ検討して参りますと、はなはだこの間に不均衡な点が多いと思ふのですが、この点はどういふふうにお考えになつておられるのか。それから特に同じ十九条の三、四、五、五号、こう見て参りますと、同じ行為に對して開設者の方は、たとえば十一号の規定といふことになれば、開設の届出を怠つたりもしくは変更の届出を怠つた場合です。この場合には罰金を課するだけであります。免状を保持しておる者、資格者がこういうことをやつた場合には、罰金のほか免許を取り消されるというところになつてくるわけですね。だから同一行為に對して課せられる処分、処罰が違つておる、こういうことが言えるわけですね。こういう点について、立案者はどういふふうにお考えになつておられるのか、お伺いしたいわけですね。

しを受けるような場合、それから免許の取り消しを受ける、一方では規定外の営業等ではそういうことにはならぬそうです。こういう点で、非常に私は一つ一つの検討をして見ると、アンパランスが多いと思うのですけれども、この点は、理容師法との関係だけでお考えになっておいて、この美容師の救済という点についてはあまりお考えにならなかったのですか。

○衆議院議員(亀山肇一君) 今お言葉がありました健康診断を受けない場合に処罰を受けるということ、これはもう私から申し上げるまでもありませんけれども、いわゆる接客と申しますか、人に接する業務に対しては健康診断を拒否するということは、これはある程度の制裁をもって臨むのがいいと考えております。正当の理由なくして健康診断を拒むということは、これはもう何かここに考えなければならぬ問題もありますし、公衆衛生上から見れば当然だと思います。

次に、お述べのありました美容師という身分を持っている者と身分を持たざる者の業務制裁というものの、これはおのずから私から申し上げるまでもなく、医師の方に対する医師の身分と、病院、医院、診療所の開設者というものは、身分を持っているものだけにある程度の身分的な制裁がつけ加わることがあり得るわけでありまして、その点も現在の理容師法の制裁をそのままこちらに持って参りましても別に不合理はないと、かように考えているのであります。

○片岡文重君 御答弁の筋としては一応理由をおつけになっておられるのですが、この同一行為に対する処分の併

科といえますか、こういう点に対しての問題それからこの十九条の一号、二号に規定された各行為と、それに対する処分等については、先ほど来何回も繰り返しておりますように、はなはだ不均衡だと私は考えております。しかし、御説明は再度伺っても同じようでありますから、この点については一応留保しておきます。

○委員長(千葉信君) それでは、本法案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

午後四時十八分散会